

理由

一一一

- 一、團體保険は社會政策的意義を有するものにして、國民團體保険に擴充すべきものなるに依り、國營を適當と認む
- 二、團體保険は營利主義に立脚すべからず、然るに全產聯の團體保険は既に年七分の配當を豫定する營利本位の會社なり
- 三、兩案を比較するに、其の内容に於て、逕信省案がより社會政策的なりと認めらる
- 四、逎信省は、既に十數年間保険を經營しつゝあるを以て、其の經驗、設備を直ちに團體保険創立に適應せしめ得、從つて容易に民營團體保険よりも其の充實を豫想し得る
- 五、逎信省團體保険案は、直接の産業關係者のみならず、廣く國民團體保険たらしむる爲め最も適當なりと認む

